

県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A (男)
- 2 年 齢 30歳代
- 3 所 属 福岡地区の県立高等学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和6年11月14日
- 6 処分の程度 戒告

7 処分の理由

被処分者は、同校の生徒（以下「B」という。）と、SNSを使用して一対一で私的なメッセージの送受信を行っていた。

また、被処分者は、メッセージを削除するようBに指示し、校長が生徒との接触を禁じた後もBにメッセージを送信した。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。